

第5章 応急活動体制の整備

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的な考え方

- ・大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの人命を救うことにつながる。このため、清瀬市災害対策本部(以下、「市本部」と略称する。)においても、被害の状況に応じた機動的な対応や、各部、東京都、自衛隊をはじめとした関係防災機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。
- ・市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう市本部を設置する。また、市本部の非常配備態勢にもとづき、職員が参集する体制を整備している。
- ・初動時からの円滑な広域応援の調整をし、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等を確保する。

2 現在の到達状況

- ・清瀬市災害対策本部の設置要領や非常配備態勢に基づく職員参集体制等を見直した。
- ・清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアルを策定(本部の応急業務体制の明確化、職員の業務分掌の明確化、第3非常配備態勢発令時(震度5強)の配備職員の指定)し全職員に周知している。
- ・災害を想定した、業務継続計画(BCP)を策定している。
- ・市による他市町村との相互協力、各防災機関・民間団体との協力関係の構築している。
- ・消防団の震災消防活動の充実強化(清瀬市消防団OB会(きよせ119会)の結成)

3 課題

- ・清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアルの周知徹底
- ・業務継続計画(BCP)の周知徹底
- ・広域受援・応援体制の整備

4 対策の方向性

- ・清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアル及び業務継続計画(BCP)に基づいた、実践的な訓練の実施と計画への反映(災害対策本部訓練の実施)
- ・広域受援・応援対策の検討

5 到達目標

- ・清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアル及び業務継続計画(BCP)を基本とした、迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築
- ・近隣市や協定市、民間事業者との連携強化による円滑な広域連携
- ・大規模な救出・救助活動や復旧活動のための活動拠点の確保
- ・広域受援・応援体制の確立

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 防災機関の活動体制 《各防災機関・災害対策各部》

(1) 責務

各防災機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、法令、都地域防災計画および本計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力する。

(2) 活動体制

各防災機関は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置およびサービスの基準を定める。

2 市職員の初動対応体制の整備 《災害対策各部》

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

(1) 災害対策本部の設置・運営要領の検討

発災直後に的確かつ迅速な初動対応が行えるよう、清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアル等を策定し毎年見直すこととしている。

各部長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め、これを所属職員に周知徹底させておかなければならない。

機 関 名	対 策 内 容
市 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市災害対策本部の組織、設置、初動対応、情報管理など具体的な行動要領をまとめた清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアルの策定 ○職員の連絡体制と安否確認要領の確立 ○第3非常配備態勢発令時(震度5強)の配備職員の指定・名簿の作成

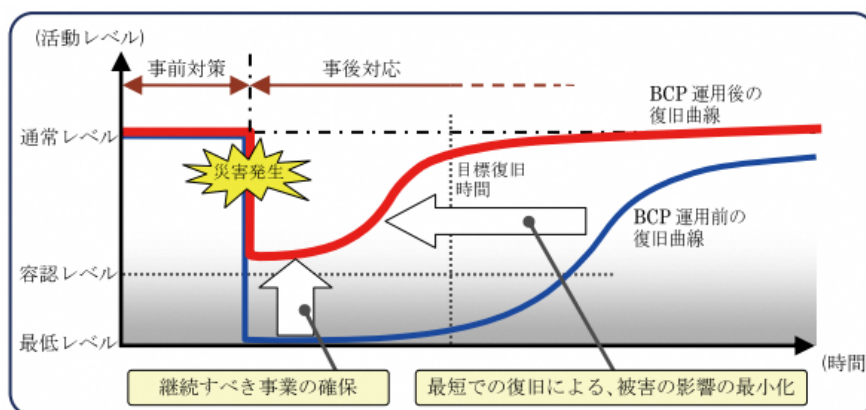
(2) 市の業務継続体制の確保

市は、迅速な応急・復旧体制の構築を目的に、都政のBCPを踏まえたBCPを策定し、職員参集計画と応急体制の見直し、本部・職員の応急業務の明確化などを行う。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬市BCPの策定 ○BCPに基づく職員の参集計画と応急体制の検討 ○BCPに基づく本部・職員の応急業務の明確化

※ BCPとは、Business Continuity Plan(事業継続計画)の略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務(以下、「非常時優先業務」という。)をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。

【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ】



(3) 実践的な訓練の実施

応急対策をより実行力の高いものにするため、実践的な訓練を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
市 東村山警察署 清瀬消防署 消防団 地域住民 自主防災組織 事業者 都 防災機関等	<ul style="list-style-type: none"> ○市は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練の実施を進める。 ○本部運営訓練、非常参集訓練、応急業務訓練、現地実動訓練、図上訓練を実施検証し、実効性を確認する。 ○市、清瀬消防署、消防団、東村山警察署、地域住民、自主防災組織、事業者、都、防災機関等の合同訓練を実施する。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の大地震を想定し、都、区市町村、関係機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施 ・各機関相互の緊密な協力体制を確立、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の向上が目的 ○参加対象 <ul style="list-style-type: none"> ・都各局、区市町村、指定地方行政機関等、自衛隊、都民等 ○訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・非常参集訓練、情報連絡訓練、本部運営訓練、現地実動訓練、医療救護活動訓練、道路障害物除去(啓開)作業訓練、ライフライン復旧訓練、住民避難訓練等を実施 ○実施時期 <ul style="list-style-type: none"> ・防災の日、防災週間(8月30日～9月5日)中及びその他の日に実施 ○区市町村等との合同訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練の一環で、都と区市町村等との合同訓練を実施

(4) 活動庁舎等

ア 規模設備及び非常時の設備

【規模設備】

施設		市庁舎
構造		鉄筋コンクリート、鉄骨造
		地下1階・地上4階
面積	敷地	11,324.84 m ²
	延床	10,401.51 m ²
電気設備		受電設備 1,250KVA
		契約電力 360KW
給水設備		受水槽(上水) 8 m ³
		地下ピット(雑用水) 26 m ³

【非常時の設備】

電気設備	非常用発電設備 500KVA 1台
給水設備	受水槽(上水) 8 m ³
	地下ピット(雑用水) 26 m ³

イ 災害発生時の各種燃料油の確保体制

災害発生時には、非常用発電設備や非常用車両等に用いる燃料など、各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、市では、清瀬市燃料組合と「災害時における燃料類調達に関する協定」を締結し、災害時の各種燃料油の供給体制の確保を図っている。(第2部第1章第2節9(5)「市と民間機関との協定」参照)

ウ 緊急通行車両の事前届出

市は、災害発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両を東村山警察署に届け出ている。(第11章第2節第4項「輸送車両の確保」参照)

3 消防・警察の初動対応体制 《防災防犯課・清瀬消防署・東村山警察署・消防団》

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

機関名	対策内容
市消防団	○消防団の教育訓練を充実する。 ○関係防災機関と連携した活動体制の構築を図る。
清瀬消防署	○平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防活動計画を策定、震災消防活動対策システムを活用し有事即応体制の確立を図る。
東村山警察署	○災害発生時、看板や工作物の落下、建造物の倒壊、交通事故車両等によって道路が閉鎖されるため、救出救助、避難誘導、消火、緊急物資輸送等の災害諸活動に多大の障害をきたすことが予想される。このため、これらの障害物を除去して道路機能を確保するほか、倒壊家屋等からの救出救助体制の充実強化を図る。

4 広域受援・応援体制の整備 《災害対策各部》

ここでいう広域受援とは、都地域防災計画における受援体制を見据え、当市での今後の対策を示すものである。

(1) 広域受援体制の整備

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊等の外部機関からの受援計画の検討(受援協定、受援要請手続き、受援拠点など) ○広域受援拠点の指定 (現在、清瀬市役所、コミュニティプラザひまわりを指定している。) ○ヘリコプターの緊急離着陸場を確保 ○ヘリポート整備の検討(東京都との協議必要) ○ヘリサインの整備(清瀬中学校、清瀬第三小学校) ○清瀬市受援応援マニュアルの作成を検討する。
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害時における道府県からの消防応援部隊の集結場所として、株式会社大林組技術研究所と協定を結び受援体制を整えている。 ○ヘリサインの整備(清瀬消防署本署)
都	<ul style="list-style-type: none"> ○震災時の避難誘導、救出・救助、医療搬送などの応急対策活動に供する土地および家屋の確保のため、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに各関係機関と協議の上検討を行っている。 ○広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして使用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点)を国及び区市町村並びに各関係機関と協議の上検討を行っている。 ○応援航空部隊の道しるべとしてヘリサインの設置を行う。都立建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組みを行うとともに、他施設においてもヘリサインを整備するよう推進する。 (都立清瀬高等学校、都営清瀬四丁目アパート、都立清瀬特別支援学校、都営清瀬竹丘一丁目アパート、都営清瀬中里四丁目アパート、東京都住宅供給公社清瀬台田団地)

(2) 広域応援体制の整備

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○現地派遣職員の経験を踏まえて、東日本大震災の教訓を整理する。 ○市区町村等への応援計画の検討(応援協定、応援要請手続き、派遣人員の選定) ○広域応援拠点について、都と協議を行い、後方支援活動拠点や避難者受入拠点となるような整備の検討。 ○広域応援に必要な人材の登録の検討。

※ 応急対策職員派遣制度を活用し、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員の派遣を要請する。

第3節 応急対策

1 市職員の初動態勢 《災害対策各班》

市は、市の地域に地震・台風等による災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、国、都及び各防災機関等との連携・協力により、災害応急対策を実施する責務を有する。このため、必要があると認めるときは、市長を本部長とする清瀬市災害対策本部(以下「市本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、清瀬市災害対策本部条例、同条例施行規則の定めるところによる。

【初動期等の業務手順(市本部等の初動態勢について、発災からの流れを下記に示す。)】

	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
清瀬市災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> ○本部及び事務所本部の設置・情報連絡体制の確立指示 ○情報収集・とりまとめ ○非常配備態勢の発令 <ul style="list-style-type: none"> ○都に報告(第1報) ○指定要員等の参集 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回本部員会議開催(以後適宜開催) ○都、他市町村等への応援要請 ○民間団体等への協力要請 ○報道発表(以後適宜発表) ○自衛隊の災害派遣要請依頼 ○災害救助法の適用要請 	

2 市本部の設置 《総務部班》

(1) 市本部の設置の通知等

ア 総務部長は、非常配備態勢が発令され市本部が設置されたときは、直ちにその旨を副本部長、各部長及び次に掲げる者に対して通知する。

- (ア) 都知事
- (イ) 北多摩北部建設事務所長
- (ウ) 東村山警察署長
- (エ) 清瀬消防署長
- (オ) 清瀬市消防団長
- (カ) 関係防災機関の長
- (キ) 隣接市長
- (ク) その他本部長が必要と認めた者

イ 企画部長は、市本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

ウ 各部長は、総務部長から市本部設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底させなければならない。

(2) 市本部の標示の掲出

市本部が設置された場合は、市役所正面玄関及び災害対策本部室（市庁舎が被災した場合は、市本部を設置した建物の見やすい場所）に「清瀬市災害対策本部」の標示を掲出する。

(3) 市本部の廃止

市本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

市本部の廃止の通知等は、市本部の設置の通知等に準じて処理する。

3 市本部の組織 《災害対策各班》

(1) 組織

ア 本部は、本部長室、チーム及び班をもって構成する。

（第2部第1章「市の基本責務と役割」第2節1(2)参照）

イ 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(ア) 本部長は、市長とする。

(イ) 副本部長は、副市長、教育長とする。

(ウ) 本部員は、下表に掲げる部長等とする。

	本部員
1	清瀬市組織規程規則第4条に規定する部長、担当部長
2	総務部防災防犯課長
3	消防団長
4	清瀬消防署長又はその指定する消防吏員
5	本部長が指名した清瀬市職員

ウ チームにチーム長、各部に統括班長、各課に班長をそれぞれ配置する。

(2) 本部長室等の職務

本部長	○本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	○本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたとき、その職務を代理する。
チーム長	○チーム内の事務を総括し、本部長への情報伝達及び本部長からの指示を受け、チーム内に指示を行う。
部長	○部内の所掌事務及び災害対応等について、指揮監督する。
統括班長	○チーム長を補佐し、チーム長に事故があるとき又はチーム長が欠けたときは、その職務を代理する。
班長	○班内の所掌事務及び災害対応等について、指揮監督する。
班員	○班長の指示命令を受け、班内の所掌事務及び第3非常配備態勢発令時（震度5強）の配備職員名簿により指定された任務を遂行する。

(3) 本部長室等の所掌事務

本部長室は、本部の最高意思決定機関として、災害対策活動等に関する次の事項の基本方針を審議及び策定する。

また、第3非常配備態勢発令時、災害対応の長期化が想定される場合のローテーション勤務(一次・二次指定者の勤務)について判断する。

番号	所掌事務
1	本部の非常配備態勢及びその解除に関すること。
2	重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
3	避難の指示等に関すること。
4	災害救助法(昭和22年法律118号)の適用に関すること。
5	東京都又は他の市町村に対する応援要請に関すること。
6	災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
7	前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(4) チーム・班の所掌事務

チーム・班は、チーム長、各部統括班長及び各課班長の指揮のもと、第2部第1章「市の基本責務と役割」第2節1(2)に掲げる任務を遂行するものとする。

各班員は、「清瀬市災害対策本部設置運営マニュアル」に基づき指定(第3非常配備態勢発令時(震度5強)の配備職員名簿)された任務を遂行するものとする。

(5) 本部長室の庶務 《総務部班》

本部長室の庶務は、総務部班が行う。

4 市本部の設置・運営 《災害対策各部》

(1) 本部長室の設置・運営 《総務部班》

ア 本部長室の開設

市本部が設置されたときは、総務部長は、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。本部長室開設後は、総務部長が運営を統括し、防災防犯課長が補佐する。

また、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全、災害時優先電話の整備等必要な措置を行う。

本部長室は、原則として庁議室に開設し、総務部班が設置準備を行う。ただし、庁議室の被害が甚大で本部設置が不可能な場合は、①審議進行に係る十分な面積、②通信設備及び代替電力(発電機等)の確保が容易、③車両進入が容易等を選定基準として、次の順に設置場所を検討し、本部長(市長)が決定を行う。

番号	開設場所
1	庁議室
2	健康センター会議室
3	その他30人以上の人員収容ができる場所

イ 本部長室の審議

- (ア) 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- (イ) 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求めることができる。
- (ウ) 各部長は、その所管に関する業務について、本部長室に付議すべき事項が生じたときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

ウ 部・班長会議

本部長は、災害対策の推進を図るため、次の場合に部・班長会議を招集する。

- (ア) 本部長室において、招集を審議決定したとき。
- (イ) 部長から招集の要請があったとき。
- (ウ) その他重要な災害対策に関し、連絡調整を図る必要が生じたとき。

(2) 都の現地対策本部との連携 《総務部班》

都の現地対策本部が設置された場合、市本部は現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

(3) 市本部の通信 《総務部班》

市本部の通信の運用管理は、総務部長が統括し、本部班長(防災防犯課長)が補佐する。各部長は、市本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。

(4) 本部長への措置状況等の報告 《災害対策各班》

各部長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

- ア 調査把握した被害状況等
- イ 実施した応急措置の概要
- ウ 今後実施しようとする応急措置の内容
- エ 本部長から特に指示された事項
- オ その他必要と認められる事項

(5) 各チーム・班の設置場所 《災害対策各班》

各チーム・班の統括連絡所を次の場所に置く。

チーム別	各班	設置場所	
災害対策本部チーム	総務部統括班	3階	防災防犯課内
	企画部統括班	3階	未来創造課内
被災市民対策チーム	市民環境部統括班	1階	市民課内
	福祉・子ども部統括班	1階	生活福祉課内
	生涯健康部統括班	1階	介護保険課内 (福祉避難所対策チーム併設)
	教育部統括班	2階	教育総務課内 (学校避難所対策チーム併設)
都市基盤整備対策チーム	都市整備部統括班	3階	都市計画課内

(6) 各班の基本的責務 《災害対策各班》

各班は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害状況に応じて、以下の措置をとらなければならない。

- ア 動員表に基づき所属職員を所定の部署に配置すること。
- イ 所属職員の非常参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
- ウ 高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講じること。

(7) 現地災害対策本部 《災害対策各班》

被害が集中している地区がある場合及び被害が局地的である場合は、災害状況等を判断し、必要に応じ被災地付近の避難場所等に「現地災害対策本部」を設置する。

なお、設置場所については、①審議進行に係る十分な面積 ②通信設備及び代替電力(発電機等)の確保が容易 ③車両進入が容易等を選定基準として検討し、本部長(市長)が決定を行う。

5 職員の活動体制 《災害対策各班》

地震等の災害時には、初期段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右する。このため、勤務時間内はもとより、休日・夜間にも即時対応できるよう活動態勢に必要な人員を確保する。

(1) 非常配備態勢の発令基準及び職員動員態勢 《災害対策各班》

ア 市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、市本部を設置する必要があると認めた場合は、次の区分に基づき非常配備態勢を発令し、その指令を各部長に発して職員を配備する。なお、休日・夜間等の勤務時間外においても同様とする。

また、市長は、災害の状況等により必要があると認めたときは、特定の部又は班に対して非常配備態勢の指令を発し、又は種類の異なる非常配備態勢の発令をすることができる。

【震災時の非常配備態勢発令基準】

種別	発令の時期	態勢	配備人員
第1非常配備態勢	①震度5弱の地震が発生したとき。 ②その他本部長(市長)が必要と認めたとき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	・災害対策本部員 ・管理職以上の職員 ・防災防犯課職員 ・都市整備部係長以上の職員 ・消防団員
第2非常配備態勢	①震度5弱の地震が発生し、局地災害が発生したとき。 ②その他、本部長(市長)が必要と認めたとき。	第1非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢で、かつ社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢	・上記に加え各課の係長相当職以上
第3非常配備態勢	①震度5強以上の地震が発生したとき。 ②市内の複数の地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ③災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できないとき。	本部の全組織を持って対処する態勢 第2非常配備態勢を強化し、複数の地域についての災害に直ちに対処できる態勢で、かつ避難所の開設や応急対策活動ができる態勢	・全職員 (会計年度職員を除く)

第2部 施策ごとの具体的計画 第5章 応急活動体制の整備

第3非常 配備態勢	④その他、本部長(市長)が必 要と認めたとき。		
--------------	----------------------------	--	--

※ 地震の震度は、清瀬市におけるものとする。

イ 本部員の動員数

非常配備態勢別の各部の職員動員数は、原則として次表のとおりとする。ただし、各部長は、災害の状況及び応急措置の進捗状況により、所属職員の動員人数を適宜増減することができるものとする。

【各部の職員動員数】

本部組織		所属 人数	第1非常 配備態勢	第2非常 配備態勢	第3非常 配備態勢
災害対策本部チーム	総務部統括班	70	24	3	43
	企画部統括班	41	16	2	23
被災市民対策チーム	市民環境部統括班	78	7	14	57
	福祉・子ども部統括班	58	5	14	39
	生涯健康部統括班	129	8	17	104
	教育部統括班	61	8	12	41
都市基盤整備対策チーム	都市整備部統括班	34	14	0	20
計(動員率)		471(100%)	82(18%)	62(13%)	327(69%)

(令和4年4月1日現在)

(2) 参集 《災害対策各班》

ア 参集ルール

- (ア) 職員は、地震発生時、清瀬市地域防災計画及び震災時の非常配備態勢発令基準に基づき、清瀬市の震度が非常配備態勢発令基準に該当した場合、直ちに自己所属に自動参集する。なお、参集状況については、各部長が統括する。
- (イ) 職員課長は、総務部長の命を受け、職員の参集状況について、各部長から情報を得るものとする。
- (ウ) 総務部長は、本部員である各部長から各部(班)の参集、設置状況の報告を受け、災害対策本部の体制の整備状況を把握するとともに、迅速な初動体制の確立を図るものとする。
- (エ) 職員は、原則として居住地から参集場所まで徒歩又は自転車で参集するものとする。その場合、徒歩の走行速度を時速3km(分速50m)と想定する。

イ 参集可能人員

勤務時間外に、震度5強以上の地震が発生した場合の参集可能人員の予測、及び震災時の交通事情の悪化や家族の安否確認等による参集不可能者の割合を、下表のとおり想定する。

【参集可能人員の割合】

発災からの経過時間		～1時間	～2時間	～3時間	～24時間	～72時間	～2週間
参集場所と 居住地の 距離	直線	2km圏	4km圏	6km圏	20km圏	20km圏	全員
	歩行	(3km)	(6km)	(9km)	(30km)	(30km)	
	人数	214	305	366	437	471	
参集不可能者率		20%	20%	20%	20%	10%	2%
参集人数		171	244	292	349	423	461
参集率		36.34%	51.8%	61.9%	74.0%	89.8%	97.8%

※ 歩行速度は、3km/時とする。

(令和4年4月1日現在)

(3) 職員の服務 《災害対策各班》

市本部に属する全ての職員は、市本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ア 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- イ 不急の行事、会議、出張を中止すること。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- エ 勤務場所を離れている場合においても、上司に対して常に所在を明らかにすること。
- オ 非常配備態勢が発令されたときは、動員表にしたがって万難を排して参集すること。
- カ 自らの言動によって、市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は市本部に支障を来すことのないよう注意すること。

(4) 各部長の基本的責務

- ア 各部長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め、これを所属職員に周知徹底させておかなければならない。
- イ 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害状況に応じて、以下の措置をとらなければならない。
 - (ア) 動員表に基づき所属職員を所定の部署に配置すること。
 - (イ) 所属職員の非常参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
 - (ウ) 高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講じること。

(5) 緊急通行車両事前届出済証の受領

地震等の災害時には、必要により事前届出済の車両について、東村山警察署に「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を申請する。(第11章第2節第4項「輸送車両の確保」参照)

6 市防災会議の招集 《総務部班》

災害に係る災害応急対策に関し、市、都及び各防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があると認められた時、会長(市長)は自ら市防災会議を招集する。また、市防災会議の委員は、会長(市長)に市防災会議の招集を要請する。

7 消防・警察機関の応急態勢 《清瀬消防署・東村山警察署・消防団》

(1) 消火活動態勢

清瀬消防署は、発災時において、市民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。また、消防団と連携し、署をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、大規模市街地火災から市民の生命、財産を守る。

さらに、震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

ア 署隊本部の運営

清瀬消防署は、災害活動組織の総括として署内に署隊本部を常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。発災時には、署隊本部機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。清瀬消防署の震災時の消防活動態勢等は次のとおりである。

態 勢	発 令 基 準	配備人員
震災配備態勢	1 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5弱を示す地震が発生したとき。 3 1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により警防本部長が必要と認めたとき。	発令時に勤務している職員及び所要の職員
震災非常配備態勢	1 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強以上を示す地震が発生したとき。 3 1の地域に震災が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。	全職員

イ 震災消防活動

清瀬消防署の活動内容は次のとおりである。

項 目	活 動 内 容
活 動 の 基 本	○火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 ○延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

活動の基本	○重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。
部隊の運用等	○地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
情報収集等	○署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番情報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○東京都災害情報システム(D I S)を活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○清瀬市役所へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

(2) 救助・救急態勢

機関名	活動内容
清瀬消防署	○救助・救急活動は、ポンプ隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実行性のある活動を行う。 ○救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ○傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○東村山警察署、自衛隊、消防団、清瀬市医師会等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 ○高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
東村山警察署	○救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 ○救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○救出救助活動にあたっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 ○救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○清瀬消防署、自衛隊、清瀬市医師会等と連携し、救出救助に万全を期する。

(3) 消防団の震災消防活動

機 関 名	対 策 内 容
消防団	<p>消防団は、地域に密着した消防機関として市民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施するとともに、火災その他の災害発生時には、消防署隊との綿密な連携、地域住民との協働により、資器材を有効に活用した消防活動にあたる。</p> <p>①出火防止 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。</p> <p>②情報収集活動 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。</p> <p>③消火活動 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防署隊と連携して行う。</p> <p>④消防署隊との連携 清瀬消防署と綿密に連携した消火活動等を実施するとともに、活動障害排除等の活動を行う。</p> <p>⑤救出・救護 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</p> <p>⑥避難場所等の防護 避難勧告、指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。</p> <p>⑦清瀬市消防団OB会(きよせ119会)との連携 消防団員による震災消防活動の後方支援のため、消防団活動の経験を有するOB団員との連携を図る。</p>

8 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 《災害対策本部・総務部班・教育部班・都・清瀬消防署・東村山警察署・多摩小平保健所・事業所》

第3章、第3節、「2 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置」を準用する。

9 大規模事故時の応急対策 《災害対策本部・国・都・清瀬消防署・東村山警察署・消防団》

第3章、第3節、「3 大規模事故時の応急対策」を準用する。

10 広域受援対策 《都・自衛隊・災害対策本部・総務部班・福祉・子ども部班・都市整備部班》

(1) 受援要請

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○都知事に応援又は応援のあつせんを求める。 ○区市町村間相互の応援協力について実施 ○区市町村域内の応援協力について実施 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して災害派遣を要請 ○いとまがない場合は、直接部隊へ通報し、速やかに知事に通知
都 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつせんする。 ○地震により災害が発生し人命もしくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣の要請があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請。

ア 都への協力要請

市長が知事に応援又は応援のあつせんを求める場合、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)項目を下記に示す。

- (ア) 応援を希望する機関名
- (イ) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) その他必要な事項

イ 自衛隊への災害派遣要請

市長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊の災害派遣のあつせんを要請する。

【関係法令】

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
 自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)
 自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)
 自衛隊の災害派遣に関する訓令(昭和 55 年防衛庁訓令第 28 号)

(ア) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような派遣方法がある。

- ① 知事の要請による災害派遣
 - a 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため、必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - b 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

- c 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ② 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣
 - a 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに順ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - b 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - c 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - d 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
 - e 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
 - f 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合
- (イ) 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

① 要請手続

市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事(総務局総合防災部)に要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を発送する。

- a 被害の状況及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

また、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報するものとする。この場合、速やかに知事に通報する。

【緊急の場合の連絡先】

部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第一師団 第1後方支援連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練幹部 03(3933)1161 内線 2403・2430 Fax 2435	部隊当直司令 03(3933)1161 内線 750

② 災害派遣部隊の受入体制

- a 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

b 作業計画及び資器材の準備

各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を取りつけておくものとする。

c 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

都知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、市と協議のうえ、使用の調整を実施し部隊に通報する。

用途	施設名称	所在地	敷地面積
活動拠点	清瀬市役所	中里 5-842	8,927 m ²
ヘリポート	市立清瀬中学校	中里 5-624	7,085 m ² (12,777 m ²)

③ 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

都知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

④ 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、複数の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- a 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- b 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- c 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- d 天幕等の管理に伴う修理費
- e その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議をする。

(ウ) 災害派遣部隊の活動内容

区分	対策内容
被害状況の把握	○車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	○行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

消 防 活 動	○火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	○道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫	○被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	○患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被 災 者 生 活 支 援	○被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊及び法律相談等の支援を実施する。
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	○「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸与又は譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	○能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物保安措置及び除去を実施する。
そ の 他 臨 機 の 措 置 等	○その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

11 広域応援対策 《都・災害対策本部・総務部班・福祉・子ども部班・都市整備部班・他市区町村》

(1) 応援要請

市長は、近隣区市町村から応援要請を受けた場合、または応援協定に基づき応援要請を受けた場合、応援人員の派遣を検討する。市の受入窓口に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書を依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭をもって要請を受け、事後速やかに文書の送付を求める。

ア 災害の状況及び受援を求める理由

イ 受援を希望する機関名(担当者名)

ウ 受援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名・数量、あるいは避難者の受入に関する事(受入場所・規模・設備・物資など)

エ 受援を必要とする場所、期間

オ 受援を必要とする活動内容

カ その他必要な事項(災害地の交通事情、宿泊場所の状況など)

(2) 派遣時の検討項目

派遣部隊が応援要請を受けた災害地へ向かう場合、前(1)の要請内容、及び次の項目を確認する。

- ア 派遣部隊の指揮者、部隊の構成など
- イ 服装・携帯品、必要な資機材・救援物資など
- ウ 災害地までの移動ルート、移動手段、燃料、宿泊場所など
- エ その他必要な事項

